

省エネ法・温対法の報告書等を提出される事業者のみならずへ

## 省エネ法・温対法の報告書等がインターネットから 複数省庁に同時に提出できるようになります！

省エネ法、温対法に関する各種届出書や報告書の書類を、これまでは複数の担当省庁の窓口へご提出いただいておりますが、平成27年4月下旬（予定）から順次、全ての関係省庁へ同時にインターネットを用いてご提出（電子報告）いただけるよう「省エネ法・温対法電子報告システム」（URLは4月公開予定。）の稼働準備を進めています。電子報告に関して、追加の費用負担はございません。また、これまでの提出に比べて下記のようなメリットがありますので、電子報告の積極的なご利用をお願いします。

※経済産業省へ提出する省エネ法関係の報告書及び届出書は、平成28年度（予定）以降、「省エネ法・温対法電子報告システム」での受付を開始する予定です。平成27年度はe-Gov電子申請システム（<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/>）を引き続きご利用下さい。なお、利用可能なシステムと提出可能な報告書については裏面をご参照ください。

※紙媒体でも引き続きご提出いただけます。

「省エネ法・温対法電子報告システム」で提出できる報告書等（予定）	主な対象者	主な届出書・報告書等
	省エネ法	特定事業者 特定連鎖化事業者 特定荷主
	特定輸送事業者 （貨物・旅客・航空）	・定期報告書 ・中長期計画書 ・輸送能力届出書 ・指定取消申出書
温対法	特定排出者	・報告書（様式第1、様式第2）

利用のメリット	これまでの提出では...	電子報告では...
		<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書等を紙に出力 ⇒</li> <li>担当省庁の窓口へ持参又は郵送 ⇒</li> <li>事業内容によっては複数省庁へ提出 ⇒</li> <li>提出後に省庁から内容確認する場合あり ⇒</li> <li>前年度の定期報告内容と比較ができない ⇒</li> <li>省庁での集計作業に時間を要している ⇒</li> </ul>

- \*1：インターネットに接続できるPC（ウェブブラウザ（Internet Explorer、Google Chrome等）の他に、新たなアプリケーションをインストールする必要はありません。）
- \*2：平成27年度に経産省に提出する省エネ法報告書等は別途e-Gov電子申請システムをご利用下さい。
- \*3：指定フォーマット利用の場合、提出時にシステムで内容の一部について形式チェックをします。
- \*4：本システムで提出いただいた報告書は、本システムで5年間確認できます。

利用方法（予定）	事前の届出
	報告書等の提出方法

\*：提出する書類により、事前の届出先が経済産業省、環境省、国土交通省となります。

お問合せ先	経済産業省産業技術環境局環境経済室	環境省地球環境局地球温暖化対策課
	TEL03-3501-1511（内線3521）	TEL03-3581-3351（内線6779）
	資源エネルギー庁省エネルギー対策課（省エネ法工場等・荷主）	国土交通省総合政策局環境政策課（省エネ法輸送）
	TEL03-3501-1511（内線4545）	TEL03-5253-8111（内線24-412）

## 省エネ法・温対法の報告・届出等に使用可能なシステム

- 温対法報告書（様式第1・様式第2）は、平成 27 年度より、全事業所管省庁に対して、「省エネ法・温対法電子報告システム」で提出できます。
- 特定輸送事業者（貨物/旅客/航空）等が国土交通省へ提出する「定期報告書」、「中長期計画書」、「輸送能力届出書」、「特定輸送事業者指定取消申出書」も、平成 27 年度より、「省エネ法・温対法電子報告システム」で提出できます。
- 特定事業者又は特定連鎖化事業者、特定荷主、登録調査機関が提出する省エネ法の報告書等については以下を御参照下さい。

### 【平成 27 年度】

対象事業者	対象となる報告書・届出書等	使用可能なシステム	
		省エネ法・温対法電子報告システム	e-Gov 電子申請システム*1
報告書等を提出する事業者 (事業者が行っている事業が経済産業省所管のみの事業者)	定期報告書、中長期計画書*2、確認調査結果報告書 (経済産業省宛)	✕	○
報告書等を提出する事業者 (事業者が行っている事業に経済産業省所管以外の事業が含まれる事業者)	定期報告書、中長期計画書*2、確認調査結果報告書 (経済産業省宛)	✕	○
	定期報告書、中長期計画書*2、確認調査結果報告書 (経産省以外の全事業所管省庁*3宛)	○	✕
届出書等を提出する事業者	エネルギー使用状況届出書 特定事業者指定取消申出書、 第一種エネルギー管理指定工場等指定取消申出書、 第二種エネルギー管理指定工場等指定取消申出書、 エネルギー管理統括者(企画推進者)選任・解任届出書、 エネルギー管理者(管理員)選任・解任届出書、 エネルギー管理統括者(企画推進者)兼任承認申請書、 エネルギー管理者(管理員)兼任承認申請書、 貨物の輸送量届出書、 特定荷主指定取消申出書	✕	○

\*1：平成 26 年度までに e-Gov を利用されていた方は引き続き使用可能です。

\*2：「中長期計画書」について、特定荷主の場合は「計画書」です。

\*3：「全事業所管省庁」は、提出する事業者が行っている事業を所管する全ての事業所管省庁です。

### 【平成 28 年度（予定）以降】

対象事業者	対象となる報告書・届出書等	使用可能なシステム
		省エネ法・温対法電子報告システム
報告書等を提出する事業者	定期報告書、中長期計画書*2、確認調査結果報告書 (経済産業省宛、経産省以外の全事業所管省庁*3宛)	○
届出書等を提出する事業者	エネルギー使用状況届出書 特定事業者指定取消申出書、 第一種エネルギー管理指定工場等指定取消申出書、 第二種エネルギー管理指定工場等指定取消申出書、 エネルギー管理統括者(企画推進者)選任・解任届出書、 エネルギー管理者(管理員)選任・解任届出書、 エネルギー管理統括者(企画推進者)兼任承認申請書、 エネルギー管理者(管理員)兼任承認申請書、 貨物の輸送量届出書、 特定荷主指定取消申出書	○